

# 速度取締り指針

## 速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～18:00 9:00～18:00	芹沼地内 鬼怒川温泉大原	法定(60キロ) 40キロ
国道119号	9:00～12:00	森友地内	50キロ
国道461号	9:00～17:00	芹沼地内 轟地内	40キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

### 管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和7年上半期)



- ▼ 人身事故の約43%が国道で発生している。
- ▼ 交差点での人身事故が、全体の約20%を占める。
- ▼ 昼間帯の発生が最も多く、12時から17時までの発生が全体の約54%を占める。
- ▼ 事故原因は、運転操作不適が最も多く、次に前方不注視が多い。

～令和7年上半期～

- 死亡事故の発生はなく、重傷事故は10件の発生があるが、前年に比べて減少している。
- 重傷事故は、国道で8件、市道で2件発生している。
- 人身事故当事者の約54%が高齢者である。

### その他の交通指導取締り要点

- 児童の安全確保のため、登下校時間帯、通学路で取締り(通行禁止・速度超過)を実施する。
- 児童の安全確保のため、横断歩行者妨害の取締りを実施する。
- 飲酒運転、無免許運転等の悪質交通犯の根絶を図るため取締りを強化する。
- 自転車運転者のマナー向上を図るため、飲酒運転、携帯電話違反、一時停止の取締りを強化する。